平成２１年（フ）第１１号
三重県伊賀市生琉里3127番地の２、前住所三重県鈴鹿市南江島町６番５号
破産者　木本　二郎
１　決定年月日　平成21年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第６２１号
徳島県板野郡板野町大寺字亀山下87番地７　愛日ハイツ大寺２―107
破産者　森　　雄二
１　決定年月日　平成21年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１号
石川県輪島市町野町金蔵チ部１番地
破産者　林　　良一
１　決定年月日　平成21年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第２２７号
長野市大字西長野４番地１　ローヤルシティ長野信大前503、開始決定時の住所長野市大字南長野西後町1561番地２　アーバンタワー西後町501
破産者　大澤　利章
１　破産債権の届出期間　平成21年10月７日まで
２　一般調査期日　平成21年11月９日午前10時30分
平成21年８月３日
長野地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第１８号
福岡市南区老司２丁目18番70号
破産者　吉村　正文
１　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
２　一般調査期間　平成21年９月28日から平成21年10月５日まで
平成21年７月27日
福岡地方裁判所第４民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第１２８号
和歌山県田辺市新庄町1897番地の４
破産者　濵路産業株式会社
１　期日　平成21年10月５日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月３日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２０年（フ）第４２４６号
大阪市城東区蒲生４丁目21番11号
破産者　株式会社ケイティイー
１　期日　平成21年９月１日午後４時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第６０５９号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字安楽寺3381番地
破産者　株式会社メイプラ九州
１　期日　平成21年９月29日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第６９９０号
大阪市中央区谷町９丁目３番７号
破産者　株式会社メディアサポート
１　期日　平成21年10月13日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第８９０６号
大阪市東住吉区湯里５丁目２番１号エスポワールＹＵＺＡＴＯ301号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区三明町２丁目８番14号ユニックス常盤702号
破産者　植田　　勲
１　期日　平成21年10月13日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１７年（フ）第３５０号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1469番地
破産者　鳥栖ビーエスタイヤサービス株式会社
異議申述期間　平成21年９月４日まで
平成21年８月３日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６６２号
函館市中道１丁目29番２号
破産者　東谷　昭義
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月３日　　函館地方裁判所

平成２０年（フ）第６５７号
熊本県宇土市岩古曽町1212番地２、旧住所熊本県下益城郡城南町大字下宮地946番地13
破産者　竹本　紀子
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月３日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第９４９号
熊本県球磨郡相良村柳瀬1034番地123
破産者　杉本よし江
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月３日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第９５０号
熊本県球磨郡相良村柳瀬1034番地123
破産者　杉本　和博
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月３日
熊本地方裁判所民事第１部

書面による計算報告及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、１の異議申述期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第３号
宮崎県日南市南郷町中村乙6625番地、破産手続開始時の住所宮崎県南那珂郡南郷町大字中村乙6625番地
破産者　山下　朗士
１　異議申述期間　平成21年９月17日まで
２　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
平成21年７月31日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

免責決定

平成１６年（モ）第４２７２号
（平成１６年（フ）第１３００号）
愛知県碧南市住吉町３丁目67番地、住民票上の住所愛知県碧南市住吉町３丁目73番地
破産者　都築　忠知
主文　破産者を免責する。
平成21年７月31日
名古屋地方裁判所岡崎支部

免責決定確定

平成２１年（モ）第５号
（平成１５年（フ）第２６５号）
富山県小矢部市道林寺413番地
破産者　竹倉　清作
１　主文　破産者を免責する。
２　決定確定日　平成21年７月29日
富山地方裁判所高岡支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第９号
大分市末広町２丁目６番３―1403号
清算株式会社　株式会社藤邦商事
代表清算人　木村　　誠
１　決定年月日　平成21年７月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事部